

八尾市水道事業の設置等に関する条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第5条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円をこえる場合とする。 第7条・第8条 略	第1条～第5条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円をこえる場合とする。 第7条・第8条 略